

社会福祉法人藤の実会 令和4年度 特定処遇改善加算配分ルール

特定処遇改善加算配分に関しては、政策で示されている資料をもとに法人内で配分ルールを決め、支給します。

特定処遇改善手当が支給される対象職員は、以下の職員です。

1. 令和4年4月1日に在籍・勤務し、なおかつ令和5年5月の支給日に在籍・勤務している全職員(管理職除く)
2. 勤続年数は、令和5年3月31日が起算日として算出します。
3. 病気休暇、産前産後休暇、育児・介護休業等の取得者においては、年度内に6ヶ月以上の勤務実績がある場合、支給対象となります。

支給金額 (年額)	Aグループ 勤続10年以上の支援職員		Bグループ Aグループ以外の支援職員および看護師				Cグループ A・Bグループ以外の職員(調理、事務)		
	正規職員	契約職員および 非常勤職員 ※	正規職員		契約職員および 非常勤職員 ※	正規職員	契約職員および 非常勤職員 ※		
年収450万以下	320,000円	160,000円	勤続5～9年	勤続1～4年	勤続5～9年	勤続1～4年	60,000円	30,000円	
※Aグループ・Bグループにおいて、上記条件を満たさない正規職員については、40,000円支給とする。							※Cグループにおいて、上記条件を満たさない正規職員については、30,000円支給とする。		
有資格者	40,000円 ※基準日は令和4年4月1日 とする。								
夜勤変則勤務者	50,000円 ※基準日は令和4年4月1日 とする。一年間の中で、勤務実績がある正規職員および契約職員が対象。								

※基準日以降の新入職員(全職員)

新入職員	15,000円 ※基準日以降、令和5年3月31日までに入職した全職員が対象。(上記支給額対象外)
------	--------------------------------------------------

※経験・技能のある介護職員における「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」の設定・確保が求められる
なかで、法人としては、年収450万円の設定・確保に努めます。

※年収の基準額は、令和4年12月の年末調整時の金額となります。

※有資格者の対象は、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士となります。

※非常勤職員に関しては、支給金額に対して常勤換算した後、算出した金額の支給となります。

※特定処遇改善手当は、自立支援給付費の中の特定処遇改善加算によって賄われているため、その年度毎の収入や、グループ内の構成
(年収額や資格要件、勤続年数など)が変化することから、年度毎に支給金額や配分ルール等を見直して参りますので、ご理解ください。